

●香川県告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成21年7月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変 更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービ スの種 類
	変 更 前	変 更 後		
平成21年 4月1日	元気クラブ 東かがわ市白鳥454 番地5	元気クラブ 東かがわ市白鳥1681 -5	有限会社 タイムリー 東かがわ市白鳥1681-5	訪問介護 介護予防訪 問介護
平成21年 5月1日	訪問介護 あいあい 東かがわ市三本松 1199番地1	訪問介護 あいあい 東かがわ市川東127 番地グレイスハイム I-103	株式会社 アイ・ディー・ エム 高松市桜町1丁目361番地 4	訪問介護 介護予防訪 問介護